

令和3年度慰霊巡拝等派遣費補助金公募要領

1. 令和3年度慰霊巡拝等派遣費補助金の目的

本補助金は、先の大戦により、海外等において戦没された日本人の慰霊巡拝事業及び戦没者遺児による慰霊友好親善事業の実施を交付の目的とする。

2. 応募資格者

本補助金に応募できる者は、国及び地方公共団体を除く法人又は任意団体（法人格を有しない任意団体の場合は、会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備されていること。）であって営利を目的とせず、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を着実に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 事業にかかる経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- (3) 国が行う慰霊事業に関する知見及び理解を有する団体であること。
- (4) 不誠実な行為がなく、信用状態が良好な団体であること。
- (5) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (6) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (7) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- (9) 暴力団又はその暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している団体ではないこと。
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある団体ではないこと。
- (11) 個人情報の取扱いに関する規程を有している団体であること。

3. 補助対象事業

(1) 慰霊巡拝事業

① 事業内容

国が行う慰霊巡拝事業に参加する遺族に対し旅費等の補助として支給される補助金の支払いを行う。

② 補助事業数

1事業

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業（以下「慰霊友好親善事業」という。）

別紙で定める地域において、それぞれ①及び②のとおり事業を行う。

① 広域事業内容

ア ロシア（旧ソ連地域）を含む海外14程度の地域（以下「事業対象地域」という。）において、現地の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ戦争犠牲者の慰霊追悼を行う。

イ 参加者の募集規模は14程度の地域全体で概ね792名とする。

② 特定地域事業内容

ア 事業対象地域のうち、ある特定の1地域において、短期間（1週間程度）で現地の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ戦争犠牲者の慰霊追悼を行う。

イ 参加者の募集規模は1地域あたり概ね36名とする。

③ 補助事業数

4事業（①（広域事業1事業）、②（特定地域事業3事業）の合計）

※ 友好親善の例

- ・ 現地戦争犠牲者等との交流会を実施すること。

- ・ 公共施設や巡拝地等の環境整備又は清掃を実施すること。
- ・ 現地住民と文化交流を実施すること。
などの、現地住民との友好親善を図れる事業を実施すること。

4. 実施期間

令和3年度内に開始し、完了すること。

5. 補助対象経費等

経費の補助については、別に定める「令和3年度慰霊巡拝等派遣費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。

なお、交付要綱における主な規定は以下のとおりである。

（1） 慰霊巡拝事業

① 補助対象経費

補助対象経費については、参加遺族の内国旅費及び外国旅費とする。

② 補助金額

28,056千円以内

※ 予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助金額は申請金額を下回ることがあるので留意すること。

（2） 慰霊友好親善事業

① 補助対象経費

補助対象経費については、引率職員旅費、参加者旅費、借料及び損料、雑役務費、印刷製本費、通信運搬費、賃金（広域事業のみ）、友好親善経費及び広報経費（広域事業のみ）とする。

なお、賃金については、事業の実施に必要な資料整理等を行う者を雇用する経費のみを補助金対象経費とする。

② 補助金額

ア 広域事業：220,943千円以内

イ 特定地域事業：37,865千円以内

（1地域あたりの上限額：12,621千円）

※ 予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助金額は申請金額を下回ることがあるので留意すること。

6. 応募に当たっての留意事項

(1) 補助金の管理及び経理について

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等の適用を受け、補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定を取消し、返還等の処分が行われるので十分留意すること。

また、補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るために、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理すること。

(2) 慰霊巡拝事業

国内旅費及び外国旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）」で定める2級相当で算定された金額を使用すること。

(3) 慰霊友好親善事業

経費については、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。

7. 公募期間

令和3年4月7日（水）～同年4月20日（火）

8. 提出書類

(1) 事業実施計画の承認申請書（別紙様式）

(2) これまでの慰霊事業に関する取組活動やその成果に関する資料（様式任意）

(3) 応募団体の業務・活動内容を示したパンフレット（又はこれらに準じるもの。）

(4) 定款、役員名簿及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はこれらに準じるもの。）

(5) 組織規程、経理規程等組織運営に関する規程、個人情報取扱規程（又はこれらに準じるもの。）

(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定又はプラチナくるみん認定）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユ

ースエール認定)を受けている場合には認定証の写し

- (7) 総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算書(又はこれらに準じるもの。)
 - (8) その他応募団体が補助事業を適正に執行できる体制にあることを示す資料(補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。)
- ※ なお、「積算内訳」の「備考欄」の詳細等大きな資料等が必要な場合には、原則としてA3版にて中に織り込むこと。
- (9) 上記6(3)によりがたい相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面

9. 提出期限

令和3年4月20日(火) 17:00必着にて、厚生労働省社会・援護局事業課(以下「厚生労働省」という。)に上記8. で定めた書類を郵送(宅配便、バイク便でも可)及び電子メール(PDF ファイル)により提出すること。

10. 採択方法

社会・援護局事業課長が開催する「令和3年度慰霊巡拝事業等評価委員会」で提出された事業計画等の審査を行い、補助金交付対象事業を決定する。審査終了後、採択の可否について応募者に対し通知する。

なお、応募内容について、必要に応じ厚生労働省から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

11. 交付申請

各事業の採択決定の通知を受理した団体は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

12. 事業実績報告

補助金交付対象となった団体においては、交付決定後四半期毎に(第4四半期を除く)、各四半期終了後1ヶ月を経過した日までに別に定める状況報告書を作成し、厚生労働省に提出すること。また、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から1ヶ月を経過した日)又は令和4年4月10日までに厚生労働省に提出すること。なお、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

13. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から退いた者も含む。）は、プライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

様式 1 - 1

厚生労働大臣 殿

団体名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
代表者名 ○ ○ ○ ○

事業実施計画の承認申請書（慰霊巡拝事業について）

標記について、令和3年度慰霊巡拝等派遣費補助金（慰霊巡拝に関する分）を実施したいので、次のとおり事業計画等を提出する。

- 1 団体概要（様式 1 - 2）
- 2 事業計画（様式 1 - 3）
- 3 誓約書（様式 1 - 4）
- 4 保険料納付に係る申立書（様式 1 - 5）
- 5 その他

団体概要

団 体 名 (法人の種類)	〇〇法人 〇〇会	代表者名	会長 〇〇 〇〇
所 在 地	〒XXX-XXXX 東京都〇〇区・ ・ 電話番号 XX-XXXX-XXXX ・ F A X XX-XXXX-XXXX ・ 事務所の形態 <u>専用事務所</u> ・自宅兼用・その他 ()		
事 務 責 任 者	氏 名	E-mail	
	電話番号	F A X	
設 立 年 月 日	年 月 日		
設 立 目 的			
会 員 数	〇〇名		
支 部 数	〇カ所 (〇〇府、〇〇県)		
会 費 等	会員から年会費〇〇円を徴収		
職 員 数	〇〇名 内常勤職員〇〇名 (組織図、職員の勤務形態等を別紙で提出)		
ホームページ	有・無 更新頻度		
会 報 誌	有・無 発行頻度 部数等		
問い合わせ 受 付 窓 口	有・無 受付方法 受付時間		
個人情報 の 取 扱 規 則	有・無 (規則を別紙で提出)		

応募理由 (400字以内)	
戦没者慰霊 事業に対する 見解 (400字以内)	
戦没者慰霊事 業に係る活動 概要 (直近5年間)	
その他の活動 概要 (直近5年間)	
その他特筆す べき事項	

様式 1 - 3 (記載例)

団体名	〇〇法人 〇〇〇〇〇〇
代表者名	〇〇 〇〇
事業名	慰霊巡拝事業

事業計画

1. 事業実施目的							
2. 事業内容	<p>政府が行う慰霊巡拝事業に参加出来る遺族対象者に対し、HP及び広報誌に掲載して事業に広報を行い、参加者を募る。</p> <p>参加が決定した遺族に対して、交付要綱で規定された補助金の支給事務を行う。</p>						
3. スケジュール	<table border="1"> <tr> <td>交付団体として決定してから</td> <td> <p>広報誌への掲載</p> <p>参加対象遺族等への広報</p> </td> </tr> <tr> <td>実施 1 週間前</td> <td> <p>厚生労働省から通知を受けた所要額を、参加遺族に対して補助金額として通知</p> </td> </tr> <tr> <td>帰国日翌日</td> <td> <p>厚生労働省へ実施期間及び事業が滞りなく終了したことを確認し、参加遺族への補助金額を支給</p> </td> </tr> </table> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※スケジュール欄の記載については、上記の例を参考に可能な限り具体的に記入すること</p> </div>	交付団体として決定してから	<p>広報誌への掲載</p> <p>参加対象遺族等への広報</p>	実施 1 週間前	<p>厚生労働省から通知を受けた所要額を、参加遺族に対して補助金額として通知</p>	帰国日翌日	<p>厚生労働省へ実施期間及び事業が滞りなく終了したことを確認し、参加遺族への補助金額を支給</p>
交付団体として決定してから	<p>広報誌への掲載</p> <p>参加対象遺族等への広報</p>						
実施 1 週間前	<p>厚生労働省から通知を受けた所要額を、参加遺族に対して補助金額として通知</p>						
帰国日翌日	<p>厚生労働省へ実施期間及び事業が滞りなく終了したことを確認し、参加遺族への補助金額を支給</p>						

厚生労働大臣 殿

誓約書

当団体は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当団体の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 補助金交付団体として不適当な者

- (1) 当団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は当団体の役員等（代表者、理事等、その他運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助金交付団体として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて事業担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
団体名
代表者名

厚生労働大臣 殿

保険料納付に係る申立書

※ 該当する番号を丸囲みし、記名のうえ提出すること。

1. 当団体は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、事業採択を取り消されること、損害賠償金を請求されること、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

2. 当団体は、上記社会保険料に係る制度は適用されません。

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
団体名
代表者名

厚生労働大臣 殿

団体名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
代表者名 ○ ○ ○ ○

事業実施計画の承認申請書（慰霊友好親善事業について）

標記について、令和3年度慰霊巡拝等派遣費補助金（慰霊友好親善事業に関する分）を実施したいので、次のとおり事業実施計画等を提出する。

- 1 計画所要額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 団体概要（様式 2 - 2）
- 3 事業計画（様式 2 - 3）
- 4 所要額内訳書（様式 2 - 4）
- 5 詳細日程表（様式 2 - 5）
- 6 誓約書（様式 2 - 6）
- 7 保険料納付に係る申立書（様式 2 - 7）
- 8 その他

団体概要

団 体 名 (法人の種類)		代表者名	
住 所	〒 ー 代表電話番号 ー ー		
事 務 責 任 者	代表者氏名	E-mail	
	TEL	FAX	
	担当人数 人	慰霊事業の経験年数が 5年以上の者 _____人 3年以上5年未満の者 _____人 3年未満の者 _____人	
	その他 (現地へ看護師や通訳等を同行させる等特筆する内容がある場合は記入)		
設立年月日	年 月 日		
設立目的			
会 員 数	〇〇名		
支 部 数	〇カ所 (〇〇府、〇〇県)		
会 費 等	会員から年会費〇〇円を徴収		
職 員 数	〇〇名 内常勤職員〇〇名 (組織図、職員の勤務形態等を別紙で提出)		
ホームページ	有・無 更新頻度		
会 報 誌	有・無 発行頻度 部数等		
問い合わせ 受付窓口	有・無 受付方法 受付時間		

個人情報の取り扱いに関する規則	有・無 (規則を別紙で提出)
応募理由 (400字以内)	
戦没者慰霊事業に対する見解 (400字以内)	
戦没者慰霊事業に係る活動概要 (直近5年間)	
その他の活動概要 (直近5年間)	

その他特筆すべき事項

様式 2 - 3 (広域事業 記載例)

団体名	〇〇法人 〇〇〇〇〇〇
代表者名	〇〇 〇〇
事業名	慰霊友好親善事業 (広域事業)

事業計画

1. 事業名	東部ニューギニアにおける友好親善事業	
2. 事業実施目的	東部ニューギニアにおける友好親善の実施	
3. 事業内容	<p>東部ニューギニアにおいて、7日間程度の行程で、東部ニューギニアで亡くなられた戦没者に対し慰霊を行うとともに、現地遺族関係者と日本及びパプアニューギニア独立国相互の理解を深めるための懇談会や、現地の小学校を訪れ日本語の歌、お手玉や折り紙など日本の文化を学ぶための教室の開催など現地交流を図る。</p> <p>また、慰霊を行った場所にある慰霊碑の清掃を行う。</p>	
4. 広報及び募集方法		
5. 友好親善の活動内容		
6. スケジュール	<p>令和3年</p> <p>4月</p> <p>11月</p> <p>12月</p> <p>令和4年</p> <p>1月</p>	<p>〇〇広報活動 (HP掲載) 参加者の募集</p> <p>現地小学校等の選定及び連絡</p> <p>引率者研修会 参加者へのしおりの送付</p> <p>パプアニューギニア独立国訪問 (別添日程表) 帰国後、現地関係者へ礼状送付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※スケジュール欄の記載については、上記の例を参考に可能な限り具体的に記入すること</p> </div>
7. その他 (現地の安全確認、団員の健康管理及び個人情報取り扱い等特筆すべき取り組みを記入)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※現地の安全性、事業行程等の機密保持体制及び現地で問題が発生した際の対応等については適宜、資料等 (様式任意) を用いて具体的に記載すること。</p> </div>	

様式 2 - 4 (広域事業 記載例)

団 体 名	〇〇法人 〇〇〇〇〇〇
事 業 名	慰霊友好親善事業 (広域事業)

経費区分	対象経費の 支出予定額	積 算 内 訳
引率旅費	円 X, XXX, XXX	内国旅費 〇〇-成田 X, XXX 円×2 回×X 人= X, XXX 円
参加者旅費	XX, XXX, XXX	外国旅費 成田-ポートモレスビー-ウエワク ポートモレスビー-成田 XXX, XXX 円×X 人= X, XXX, XXX 円
借料及び損料	X, XXX, XXX	内国旅費 〇〇-成田 X, XXX 円×2 回×XX 人= X, XXX 円 〇〇-成田 XX, XXX 円×2 回×XX 人= XX, XXX 円
雑役務費	X, XXX	外国旅費 成田-ポートモレスビー-ウエワク ポートモレスビー-成田 XXX, XXX 円×XX 人= XX, XXX, XXX 円
通信運搬費	X, XXX	慰霊用品代 XXX, XXX 円×X 台= XXX, XXX 円 バス借り上げ料 (ポートモレスビー) XXX, XXX 円×X 台= XXX, XXX 円 (ウエワク) XXX, XXX 円×X 台= XXX, XXX 円
友好親善経費	X, XXX	通訳雇い上げ料 XXX, XXX 円×X 人= XXX, XXX 円 しおり送料 XXX 円×XX 箇所= X, XXX 円 清掃用具代 XXX 円×X 個= X, XXX 円 折り紙代 XXX 円×X 個= X, XXX 円
合 計	XX, XXX, XXX	

積算内訳の記載にあたっては、できる限り具体的に記載することとし、積算の根拠等について参考となる資料(様式任意)がある場合は添付すること。

様式 2-5 (広域事業 記載例)

団体名	〇〇法人 〇〇〇〇〇〇
事業名	慰霊友好親善事業 (広域事業)

	月日	曜日	1班		
			時間	都市	行動及び概要
1	9/24			成田	壮行会
2	9/25		10:30 18:30	成田 ポートモスビエ	ポートモスビエへ(空路) ホテルへ
3	9/26		9:00 11:30 18:30	ポートモスビエ ウエワク ウエワク	ウエワクへ(空路) ウエワク周辺慰霊巡拝 ホテルへ
4	9/27		様式は任意とするが、詳細な行動予定がわかるものを添付すること。 調整中のものがある場合はその旨記載すること。		
5	9/28				
6	9/29				
7	9/30				
8	10/1				

様式 2 - 3 (特定地域事業 記載例)

団体名	〇〇法人 〇〇〇〇〇〇
代表者名	〇〇 〇〇
事業名	慰霊友好親善事業 (特定地域事業)

事業計画

1. 事業名	フィリピン共和国レイテ島における友好親善事業	
2. 事業実施目的	フィリピン共和国レイテ島における友好親善の実施	
3. 事業内容	<p>フィリピン共和国レイテ島オルモックにおいて、5日間程度の行程で、レイテ島で亡くなられた戦没者に対し慰霊を行うとともに、現地遺族関係者と日本及びフィリピン共和国相互の理解を深めるための懇談会や、現地の小学校を訪れ日本語の歌、お手玉や折り紙など日本の文化を学ぶための教室の開催など現地交流を図る。</p> <p>また、慰霊を行った場所にある慰霊碑の清掃を行う。</p>	
4. 広報及び募集方法		
5. 友好親善の活動内容		
6. スケジュール	<p>令和3年</p> <p>4月</p> <p>11月</p> <p>12月</p> <p>令和4年</p> <p>1月</p>	<p>〇〇広報活動 (HP掲載) 参加者の募集</p> <p>現地小学校等の選定及び連絡</p> <p>引率者研修会 参加者へのしおりの送付</p> <p>フィリピン訪問 (別添日程表) 帰国後、現地関係者へ礼状送付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※スケジュール欄の記載については、上記の例を参考に可能な限り具体的に記入すること</p> </div>
7. その他 (現地の安全確認、団員の健康管理及び個人情報取り扱い等特筆すべき取り組みを記入)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※現地の安全性、事業行程等の機密保持体制及び現地で問題が発生した際の対応等については適宜、資料等 (様式任意) を用いて具体的に記載すること。</p> </div>	

様式 2-4 (特定地域事業 記載例)

団 体 名	〇〇法人 〇〇〇〇〇〇
事 業 名	慰霊友好親善事業 (特定地域事業)

経費区分	対象経費の 支出予定額	積 算 内 訳
引率旅費	円 X, XXX, XXX	内国旅費 〇〇-成田 X, XXX 円×2 回×X 人= X, XXX 円
参加者旅費	XX, XXX, XXX	外国旅費 成田-セブ-タクロバン オルモック-セブ-成田 XXX, XXX 円×X 人= X, XXX, XXX 円
借料及び損料	X, XXX, XXX	内国旅費 〇〇-成田 X, XXX 円×2 回×XX 人= X, XXX 円 〇〇-成田 XX, XXX 円×2 回×XX 人= XX, XXX 円
雑役務費	X, XXX	外国旅費 成田-セブ-タクロバン オルモック-セブ-成田 XXX, XXX 円×XX 人= XX, XXX, XXX 円
通信運搬費	X, XXX	慰霊用品代 XXX, XXX 円×X 台= XXX, XXX 円 バス借り上げ料 (セブ島) XXX, XXX 円×X 台= XXX, XXX 円 (レイテ島) XXX, XXX 円×X 台= XXX, XXX 円
友好親善経費	X, XXX	通訳雇い上げ料 XXX, XXX 円×X 人= XXX, XXX 円 しおり送料 XXX 円×XX 箇所= X, XXX 円 清掃用具代 XXX 円×X 個= X, XXX 円 折り紙代 XXX 円×X 個= X, XXX 円
合 計	XX, XXX, XXX	

積算内訳の記載にあたっては、できる限り具体的に記載することとし、積算の根拠等について参考となる資料(様式任意)がある場合は添付すること。

様式 2 - 5 (特定地域事業 記載例)

団 体 名	〇〇法人 〇〇〇〇〇〇
事 業 名	慰霊友好親善事業 (特定事業)

	月 日	曜日	1 班		
			時間	都市	行動及び概要
1	2/24			成田	壮行会
2	2/25		10:30 18:30	成田 マニラ	マニラへ(空路) ホテルへ
3	2/26		9:00 11:30 18:30	マニラ レイテ レイテ	レイテへ (空路) レイテ周辺慰霊巡拝 ホテルへ
4	2/27				
5	2/28				様式は任意とするが、詳細な行動予定がわかるものを添付すること。 調整中のものがある場合はその旨記載すること。
6	3/1				
7	3/2				
8	3/3				

厚生労働大臣 殿

誓約書

当団体は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当団体の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 補助金交付団体として不適当な者

- (1) 当団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は当団体の役員等（代表者、理事等、その他運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助金交付団体として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて事業担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
団体名
代表者名

様式 2 - 7

厚生労働大臣 殿

保険料納付に係る申立書

※ 該当する番号を丸囲みし、記名のうえ提出すること。

1. 当団体は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、事業採択を取り消されること、損害賠償金を請求されること、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

2. 当団体は、上記社会保険料に係る制度は適用されません。

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
団体名
代表者名